

保育料設定・改定案の概要について

1. これまでの審議の状況（第1回～第11回）

- 第1回（5月30日）開催後、これまでに 11回の保育料審議会を開催。
そのうち、市民の意見を聞く会を3回開催。審議会を6回開催した。

※ 市長への答申：11月上旬～中旬（予定）

2. 保育料審議会の答申に向けた主な議論

- ・ 運営費を圧縮し職員削減などでは、子どもの直接の処遇に影響がでる。（現行の配置基準や市独自補助による保育の質は落とさないでもらいたいためにも、市負担が増えるのであれば一定の保護者負担はやむなし）
- ・ 公平感のある保育料設定が必要。
- ・ 子育て世代の負担は軽い方が良い。国がもっと子育てに公費を充てるべき。
- ・ 子育て支援のための多角的な財源確保を検討してもよいのではないか。（基金の創設など）
- ・ 本来であれば認可保育所の整備は市の責任だったはず。全員が認可保育園に入れていれば保育料格差は起きなかったのではないか。
- ・ 待機児童の解消なく、保育料のみの改定ではいけない。

3. 審議会の答申の方向性について

（1）主文（案）

- 子ども・子育て支援新制度に対応すべく、別紙のとおり、必要な保育料設定を行うとともに、従来の認可保育所保育料についても、改定すべきと判断する。

（2）改正内容（案）

（ア）保育料

- ① 1号認定保育料（幼稚園、こども園短時間児の3～5歳児）
→国が定める利用者負担水準のとおり
※国基準のとおり、食事代は含まず。（境こども園は、賄い材料費の予算削減で調整）
- ② 2号認定保育料（保育園、こども園長時間児、地域型保育の3～5歳児）
→現在の保育料設定を改定する。（国が定める利用者負担水準を下回る額を設定）
- ③ 3号認定保育料（保育園、こども園長時間児、地域型保育の0～2歳児）
→現在の保育料設定を改定する。（国が定める利用者負担水準を下回る額を設定）

（イ）長時間保育と短時間保育の保育料（国基準と変更）

- 2号認定及び3号認定保育料のうち、保育標準時間（最大11時間）、保育短時間（最大8時間）の差を考慮し、保育短時間は保育標準時間の保育料の11分の8の金額とする。
※ 国が定める利用者負担水準は△1.7%減額（国が示す基準からの差は市の肩代わりとなる。）

（ウ）認可保育園の多子減免

- 第2子を50%とし、第3子は100%減免とする。（国が定める水準のとおり）
※ 現在は、第2子が30～70%の減免、第3子以降が100%減免

(3) 改正のポイント (案)

新制度においては、新たに認可事業となる施設・事業が大幅に増加。新制度が本格実施となると、保育士の処遇改善など保育の質の向上に伴い市の法定負担が増える。現行の保育料設定では、市の肩代わり保育料などにより国徴収金基準額に対する市負担額が増額となるため、一定の保護者負担を求める。

→新制度による市負担増への対応（現行の保育士等の充実を継続）、さらに認可外助成金の拡充

① 0歳児の保育料徴収の新設定

→〈現行〉C1（2,000円）からD24（66,600円）

〈改定〉C1（2,500円）からD24（79,000円） 改定差額平均 5,720円

② 3歳児の保育料設定継続

→3歳児の保育士配置は、4歳児や5歳児と大きく異なる配置基準となっていること。保育に係る費用のうち人件費が8割を占めるという現状を考慮し設定した前回の考えを継承

③ 多子減免（第2子）の減免率の設定変更

→第2子50%、第3子100%減免（国基準どおり）

※多子減免の対象は、新たに認可事業となる小規模保育や家庭的保育室通所児童も対象

④ 国徴収金基準額に対する保育料の割合

→試算表3を改定案とした場合、55.74%となる。

※（H25決算）52.05% →（現行のままのH27）49.06% →（改定案）55.74%

372,941,950円 → 445,631,420円 → 506,363,900円

（差 72,689,470円） （差133,421,950円）

※ 保育料改定による影響額 60,732,480円増

⑤ 保育所運営費決算額に占める割合

→試算表3を改定案とした場合、12.44%となる。

※平成25年決算11.70%→（現行のままのH27） →（改定案）12.44%

<参考>

■0歳児、1・2歳児、3歳児、4歳児以上の4表とする。

(4) 付帯事項について (案)

① 認可外保育施設（認証保育所）を利用する保護者等への配慮について

→保育料の改定による原資を基に、認証保育所利用者への助成金の充実。

市民の意見を聞く会の意見では差額分を全額助成。ただし財政的に難しい場合には趣旨を尊重。

② 保育料設定の定期的な検討・実施について（見直し時期）

→前回同様、3年から4年に1回程度の開催が必要。

・予測と実績の乖離が分かる時期に開催を求める

・保育料改定後、速やかに市民意見等の募集や窓口の設置を求めたい。

4. 新保育料設定及び改定による財源はどこに！

① 量の改善（待機児童ゼロに向けた取組＝待機児童対策）

② 質的改善（現在の保育の維持だけでなく向上に向けた施策に充実、保育士の処遇改善を含む）

③ 認可外保育施設入所児童保育助成金の拡充

※もちろん、新制度による市負担額が増額する部分にも充当

5. 保育料をめぐる主な争点

(1) 保育料をなぜ改定するのか。

- ① 新制度による質的改善及び待機児対策などの量的改善等により、市法定負担分として市負担額が増えること。(市負担増 約3億)
- ② 地域型保育(グループ保育・家庭福祉員)や幼稚園などが、新たに新制度において保育所と同じ給付制度にのることになったため。(市負担増 約1,600万)

(2) 保育料設定で考慮すべきこと。

○【1号～3号認定】

- ・国が示す通り1号認定における給食費は含まない。2号認定においては、補食のみ含むものとする。

○【標準時間認定・短時間認定】

- ・国はその差額を1.7%としているが、実際の利用者調整では多くの方がグループや家庭福祉員を利用することになる見込み。その場合、最大8時間しか利用できない短時間施設であることを考慮し、11分の8の保育料とする。

○【0歳費用の考え】

- ・認可保育園の園児1人に係る経費は、年間219万円。ただし、0歳児の公費負担額は、572万3,028円。3歳児は117万696円。5歳児は94万8,984円となっている。新たに0歳児枠をつくり、一定の負担を求めるものとする。

○【多子減免】

- ・認可の多子減免は、国基準額と同じとする。これまで30～70%としていた第2子減免率を50%一律に変更するものとする。

○【改定率及び改定時の指標】

- ① 改定した場合に、現行制度からどの程度の費用増となるか。(改定額)

- ・0歳 : 500円から12,400円(月額)
- ・1・2歳 : 300円から4,400円(月額)
- ・3歳 : 200円から5,800円(月額)
- ・4・5歳 : 600円から5,500円(月額)

- ② 国の公定価格(徴収基準額)に対する利用者負担額の割合。

- ・現行 : 52.05%程度
- ・改定案 : 55.74%

- ③ 年収に対する負担率をどの程度とするか。(現在、市最大7%。国上限11%。認証7～21%)

- ・0歳 : 1.15%から8.39%
- ・1・2歳 : 1.06%から7.54%
- ・3歳 : 0.92%から4.57%
- ・4・5歳 : 0.60%から3.05%

- ④ 保育料運営費決算額に占める割合(3-2-2 保育所運営委託事業、3-2-4 市立保育園運営事業)

- ・25年度 … 11.70%(決算額。現年度保育料(過年度分は除く)に対する割合)
- ・26年度 … 10.09%(予算額)
- ・27年度 … 12.44%(改定案) ※27年度の運営費は公立園分の費用据え置いた概算にて算出

（3）今回の改定で見込んでいないもの

- ① 多子減免の対象施設の拡大による影響。（現行の認可保育園の場合のみ反映）
- ② 認証保育所の認可化移行による市負担額増加の影響。
- ③ 幼稚園の新制度給付への移行による市負担額増加の影響。
- ④ 認可保育園の在園児の短時間保育移行に伴う保育料減額の影響。

（4）その他の意見

- ・ 認可保育園の保育料の保護者負担金の平均は、21,311円程度のため、保育料は年齢ごとではなく、その額付近で統一すればいいのではないかと。
- ・ 日本は、就学前教育費の公費負担額が50%を切っている。これはOECD加盟国平均80%以上と比べるとかなり低いため、就学前教育費の公費負担80%以上に向けた武蔵野市モデルの構築を図りトップランナーとなるべく努力を続けてもらいたい。

（5）その他考慮すべきこと。

○【認可外保育施設入所児童保育助成金改定の方向性について】

- ・ 認可と認証との差額助成を実際実施した場合には、総額 2 億8,000万程度（H25決算に比べ2億増）となる。
※改定額で想定した場合、総額 2 億6,000万程度（H25決算に比べ1億8,000万増）
- ・ 認可と認証との差額助成までは厳しいが、認証保育所などの認可外保育施設も含めて待機児童解消を行ってきた経緯もあるため、助成金については一定の制度の拡充を図っていく。

（6）その他

- これまでは、所得税額を基準とした保育料表であったものを、市町村民税（市民税）を基準とした保育料表に変更して保育料設定を行う。

※実際の市町村民税額は、国が示す市町村民税額の範囲内で設定する。

平成27年4月～8月は、平成26年1月1日を基準として6月に課税した市民税により算定
平成27年9月～ は、平成27年1月1日を基準として6月に課税した市民税により算定

なお、所得税による算定から 市民税額による算定による階層移動については、所得の低い層は、階層が低め（保育料が減額）となり、所得の高い層ほど、階層が高め（保育料が増額）となる傾向がみられる。